

医療福祉費支給制度(マル福)のご案内



1 医療福祉費支給制度(通称マル福)とは

健康保険証を使って医療機関等にかかれた際の、医療費の一部を助成する制度です。

マル福を受給するには、**申請が必要**になります。※定期健診、予防接種、差額ベッド代、入院時の食事代、おむつ代、文書料など、保険外のものについては対象になりません。

2 対象となる方

潮来市に住所があり、各種の健康保険に加入している方のうち、次の①～④のいずれかに該当する方です。受給をするには、申請が必要になります。**※小児マル福・妊産婦マル福以外は所得制限があります。**

① 小児(所得制限なし) 0歳から18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

年齢区分	県 所得制限内	県 所得制限超
0歳～小6	ピンク色の受給者証(外来・入院)	ラベンダー色の受給者証(外来・入院)
中学1年生～18歳	ピンク色の受給者証(入院のみ) ラベンダー色の受給者証(外来のみ)	

福 医療福祉費受給者証

公費負担者番号
受給者番号
被保険者証等の記号及び番号
保険種別
保険者番号
受住所
給氏名
生年月日
有効期間
茨城県潮来市
交付年月日

見本

<ピンク色の受給者証>

記載されている保険証が変更になったときは変更の届けが必要です。

すこやか医療福祉費受給者証(小児)

公費負担者番号
受給者番号
被保険者証等の記号及び番号
保険種別
保険者番号
受住所
給氏名
生年月日
有効期間
茨城県潮来市
交付年月日

見本

<ラベンダー色の受給者証>

② 妊産婦(所得制限なし)

- 母子手帳の交付を受けた妊産婦

(母子手帳交付の月の初日から出産日(流産・死産を含む)の翌月末日まで)

※原則、産婦人科受診用となります。

※「妊娠の継続と安全な出産のために治療が必要」と産婦人科医が判断し、紹介状等がある場合は、産婦人科以外の治療も助成対象となります。

県 所得制限内	県 所得制限超
水色の受給者証	ラベンダー色の受給者証

福 妊産婦医療福祉費受給者証

この証は、原則として産婦人科受診用を目的として交付するものとする。

公費負担者番号
受給者番号
被保険者証等の記号及び番号
保険種別
保険者番号
受住所
給氏名
生年月日
有効期間
茨城県潮来市
交付年月日

見本

<水色の受給者証>

記載されている保険証が変更になったときは変更の届けが必要です。

すこやか医療福祉費受給者証(妊産婦)

公費負担者番号
受給者番号
被保険者証等の記号及び番号
保険種別
保険者番号
受住所
給氏名
生年月日
有効期間
茨城県潮来市
交付年月日

見本

<ラベンダー色の受給者証>

※小児及び妊産婦マル福の表中のラベンダー色部分は、潮来市独自の「すこやかマル福」制度に該当する部分です。

市では、県の所得制限を超えた方に対しても、市独自で所得制限を撤廃し、医療費の助成を行っております。



